

生産性向上設備等の取得価額に関する明細書

連 事 年	結 業 度	・ ・ ・	・ ・ ・	法人名	()
-------------	-------------	-------------	-------------	-----	------------

事 業 種 目		1					
資 産 区 分	種 類	2					
	構 造、設 備 の 種 類 又 は 区 分	3					
	細 目	4					
	取 得 年 月 日	5	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
	事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	6	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
取 得 価 額	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	7	円	円	円	円	円
	法 人 税 法 上 の 圧 縮 記 帳 に よ る 積 立 金 計 上 額	8					
	差 引 改 定 取 得 価 額 (7)－(8)	9					
機 械 設 備 等 の 概 要							

別表六の(二十八)付表 平二十六・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二（十八） 付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の6第7項及び第8項《生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

- 2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額8」には、法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》の規定の適用を受ける場合（法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。

また、措置法第68条の15の6の特定生産性向上設

備等（以下「特定生産性向上設備等」といいます。）の取得等をして、事業の用に供した連結事業年度（以下「供用連結事業年度」といいます。）後の連結事業年度において、当該特定生産性向上設備等について法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》の規定の適用を受けることが予定されている場合（法第42条から第44条まで《国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入等》の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）には、供用連結事業年度終了の日において見込まれるその国庫補助金等の交付予定金額を記載してください。

- 3 「機械設備等の概要」には、その機械設備等が、特定生産性向上設備等に該当することの詳細を記載します。この場合、この欄の記載に代えてできるだけ「特別償却の償却限度額の計算に関する付表」の所要欄を記載し添付することとしてください。